

## ■平成30年度介護報酬改定に伴う変更箇所(2018/9/13 現在 ダウンロード付録の修正追加)

第1刷作成後に、介護報酬の改定内容等が発表されました。それに伴い、下記のように本文を追加・変更願います。

◎本冊

頁	詳細箇所	書籍の内容	報酬改定等に伴う追加・訂正内容
P56	「暗記」保険料の負担」3行目	第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、平成27～29年度でそれぞれ22%と28%です。	第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、平成30～32年度でそれぞれ23%と27%です。
P57	「図解」介護保険給付費等の負担	第1号被保険者の保険料22% 第2号被保険者の保険料28%	第1号被保険者の保険料23% 第2号被保険者の保険料27%
P58	問[4]1行目	平成27～29年度の保険料の負担割合は、	平成30～32年度の保険料の負担割合は、
P63	[+情報]財源構成の図	第1号被保険者 22% 第2号被保険者 28%	第1号被保険者 23% 第2号被保険者 27%
P98	「暗記」訪問看護のおもな加算」2行目 複数名訪問加算	同時に2人の看護師が訪問した場合	(Ⅰ)同時に2人の看護師が訪問した場合、(Ⅱ)看護師と看護補助者が訪問した場合
	5行目 看護体制強化加算	看護体制強化加算	看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)
P101	問7の見出し	複数名訪問加算	複数名訪問加算(Ⅰ)
	即注「看護体制強化加算」の説明を差し替え		(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、「緊急時訪問看護加算の算定者割合50%以上」「特別管理加算の算定者割合30%以上」の実績期間は6か月です。さらに(Ⅰ)はターミナルケア加算算定者5名以上/12か月、(Ⅱ)は現行通りターミナルケア加算算定者1名以上/12か月の場合に算定できます。
P102	「暗記」居宅療養管理指導4行目後半	指定居宅療養管理指導事業者(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)で、サービスを担当するのは、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師などです。	指定居宅療養管理指導事業者(病院・診療所、薬局)で、サービスを担当するのは、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などです。
	「暗記」居宅療養管理指導の報酬	居宅療養管理指導の介護報酬は、養護老人ホームなどの同一建物居住者に行う場合と、在宅などの同一建物居住者以外に行う場合とで異なります。	居宅療養管理指導の介護報酬は、単一建物居住者1人の場合、2～9人の場合、10人以上で異なります。
P103	「図解」居宅療養管理指導の報酬 一番下の項目「看護職員(保健師、看護師、准看護師)」		削除
P105	「さらに」問13		削除
P106	「暗記」通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション1行目	提供できる事業者は、病院、診療所、介護老人保健施設に限られます。	提供できる事業者は、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限られます。
P109	即注「リハビリテーションマネジメント加算」の説明を差し替え		リハビリテーション加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、医師との連携度合いなどにより(Ⅰ)～(Ⅳ)までに細分化されています。また、介護予防通所リハビリテーションにもリハビリテーションマネジメント加算が位置づけられました。
P110	「暗記」介護老人保健施設の介護報酬10行目	所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)
P111	即注 下から2つめの「ポイント」	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)

P111 続き	即注に追加	[+情報] ・療養体制維持特別加算(Ⅰ)(Ⅱ) 経管栄養や喀痰吸引を必要とする入所者や重度の認知症高齢者の割合で算定します。 ・排せつ支援加算 排せつ状態の改善に向け多職種連携で取り組んだ場合等で算定。 ・褥瘡マネジメント加算 褥瘡ケア計画の立案や指標にもとづき3か月に1回の評価等で算定。 ・外泊時に在宅サービスを利用したときの費用 外泊時費用を算定している間は、併算定できません。 ・低栄養リスク改善加算 要件を満たした低栄養リスクの入所者に対して6か月を限度に算定。
P164	即注[ポイント]各種加算の算定に追加	居宅介護支援事業に一定の要件の下、ターミナルケアマネジメント加算が位置づけられました。
P170	「さらに」問6 問題差し替え	生活機能向上連携加算は、[15]事業所または通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している[16]施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師から[17]を受ける体制を構築し、助言を受けたいうで[18]が生活機能の向上を目的とした[19]を作成することで算定できる。
P171	「さらに」問9 問題に追記	有料老人ホーム等併設の訪問介護事業所への適正化として、同一建物に対する減算は所定単位数に[24]を乗じた単位数で算定する。 有料老人ホーム等併設の訪問介護事業所への適正化として、同一建物に対する減算は所定単位数に[24](20人以上)または85/100(50人以上)を乗じた単位数で算定する。
P173	「図解」3箇所	1,234 単位 1,250 単位
P174	「さらに」問8の2 箇所	1,234 単位 1,250 単位
	下の[+情報]	834 単位 845 単位
P179	「さらに」問11 栄 養改善加算	[24]を1名以上配置し、 [24]*を1名以上配置し、 ※事業所の職員または連携する外部機関の職員
P181	2つめの[+情 報]	福祉用具貸与や購入は他のサービスと異なり、介護報酬単価が設定されておらず、価格の自由競争を可能にしています。 福祉用具貸与や購入は他のサービスと異なり、介護報酬単価が設定されておらず、価格の自由競争を可能にしています。ただし、今後貸与価格の上限設定が行われます。
P187	即注に追加	平成30年4月より新たに、退院・退所時連携加算、入居継続支援加算、生活機能向上連携加算、若年性認知症入居者受入加算、栄養スクリーニング加算、身体拘束未実施減算が位置づけられました。

◎別冊

頁	詳細箇所	書籍の内容	報酬改定等に伴う追加・訂正内容
P4	Point12 ⑧、⑨解答	⑧22 ⑨28	⑧23 ⑨27
P5	Point13 ⑳解答	⑳22 ㉑28	㉑23 ㉒27
P7	Point22 ㉓～㉕解答		削除(問題削除のため)
P10	Point39 ⑮～⑰解答		⑮訪問リハビリテーション ⑯医療提供 ⑰助言 ⑱サービス提供責任者 ⑲訪問介護計画
P11	Point41 ㉖解答	9	18

◎ダウンロード付録模試

頁	詳細箇所	書籍の内容	報酬改定等に伴う追加・訂正内容
問題P8	問題36	正しいものはどれか。3つ選べ。	正しいものはどれか。2つ選べ。
解答P7	問題36	解答 2、3、5	解答 2、3
解答P8	問題36 5解説	○ 設問の記述のとおりである。	× 制度改正(2018年4月)に伴い、居宅療養管理指導から訪問看護は外された。